

平成22年5月27日

宮崎地家裁総務課印

平成22年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

1 開催日時等

日 時 5月21日（金）午後1時30分から午後3時25分まで

2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 飯川薫，高原正良，高柳節子，爲山高志，渡邊紘光

（家裁委員） 隈部智代，篠原絵理，成見幸子

（兼務委員） 綾部頼子，坂井満，椎葉昌彦，野々上尚，橋本明久

（同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，家裁首席書記官，首席家裁調査官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，家裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会の言葉（家裁総務課長）

(2) 新任委員紹介

坂井委員，羽田委員，横山委員

(3) 家裁委員会委員長選任

坂井満委員を選任

(4) 地裁委員会委員長選任

坂井満委員を選任

(5) 地裁委員会委員長代理及び家裁委員会委員長代理の指名

地裁委員会委員長代理に渡邊紘光委員を，家裁委員会委員長代理に篠原絵理委員をそれぞれ指名

5 意見交換会

・裁判所から説明

裁判員制度について（裁判員法施行1年後の状況について）

・宮崎地裁における裁判員裁判の実施状況等について

・全国の裁判員裁判の実施状況等について

・宮崎地裁における裁判員等を勤めた方の意見等について

・委員長：実施状況等の説明を行っていただきましたが，〇〇委員には，裁判員裁判について補足してお伝えいただくことはございませんでしょうか。

・〇〇委員：公判前整理手続が遅れているとのこと指摘がありましたが，宮崎では専門家が関わる刑事事件が遅れています。そういった意味では，裁判官，検察官，弁護人との話し合いが長引いていると言うより，専門家の意見の提出が出ることに時間を要しています。例えば，宮崎でも医師不足が取り上げられていますが，法医のドクターに鑑定書の提出をお願いしても，宮崎では1名の方にお問い合わせをいただ

め、そういった事情から遅れている点をお話し申し上げます。

- ・委員長：ありがとうございました。宮崎地裁の裁判員裁判の進行について、被告人単位で現在9件起訴されて、5件が判決まで終了しています。その割合は5割が終了しており、全国では少し前まで3割から4割くらいであったと記憶していますので、宮崎地裁の裁判員裁判の進捗率は、決して悪い方ではないと思っています。宮崎地裁の裁判員を務めていただいた方の意見として、審理は分かりやすかったとの結果をいただいています。分かりやすかったという内容については、検察官の主張立証、弁護人の主張立証、裁判所の評議中の説明があると思いますが、この点で何か意見はございますか。
- ・〇〇委員：検察官の証拠の説明はかなり分かり易くなっていると感じています。裁判員の方に分かりにくい点はないかを確認しても、だいたい皆さん大丈夫ですとの返答をいただいています。弁護人も、裁判員裁判が始まってからも随分と工夫されていると感じているところです。裁判員の方にいかに印象に残るよう訴えかけるかを意識されていると思われまます。これらの点は、これからも進化していただけるかと考えています。また、先程の話にもありましたが、これから専門家の意見を要するような事件に直面しますので、これらをいかに分かり易く、噛み砕いて説明出来るかが重要になってくるでしょう。
- ・〇〇委員：先だっの報道によりますと、日弁連が独自に裁判員の方にアンケートを実施されたようで、検察官の訴訟活動、弁護人の訴訟活動について不適切と感じた割合が出ておりましたが、検察官の場合は5%で、弁護人の場合は30%となっております。検察官の場合は組織で運営しており、裁判員裁判への準備や訓練をしておりますので、この数値には満足いくものです。今後も、証拠を説明する部分は進化していくものだと思いますが、検察官個々の法律家としての力量が試される部分である。証人尋問や被告人質問はまだまだ研鑽が必要と思っております。
- ・〇〇委員：宮崎地裁の裁判員裁判の控訴人員はどうなっているのでしょうか。
- ・〇〇委員：1号から3号事件までは控訴され、4号事件は控訴がありませんでした。5号事件は現在控訴期間中です。なお、1号事件は控訴後取下げられ、2号及び3号事件は控訴棄却になったと聞いております。うち2号事件は、最高裁に上告がなされたと聞いております。
- ・委員長：裁判員選任期日に出頭された候補者方の意識、つまり、裁判員（補充員）に選ばれたときの覚悟といったものはどうでしょうか。
- ・〇〇委員：今まで選ばれた方で、中には積極的にやってみたかったという方もおられました。まさか選ばれるとは思っていなかったという方が大半でした。くじで選ばれますので、そういう制度だと説明するとやむを得ないと納得していただいています。
- ・委員長：裁判員に選ばれなかった方には、法廷見学などを行っているのでしょうか。
- ・〇〇委員：法廷見学も行っております。そして、裁判員裁判に対し傍聴の希望があれば、抽選（整理）券をお渡ししております。
- ・〇〇委員：かつて、日本にこういった制度（陪審制）があったときは、被告人が通常の裁判を希望するかどうかを選べたが、裁判員裁判では被告人は選べません。裁判

員裁判を受けることについて、被告人からの意見を聞くアンケートは実施されていないのでしょうか。

- ・〇〇委員：法務省で行っているかは分かりませんが、被告人に実施するアンケートを裁判所では行っていません。
- ・委員長：考えられるとしたら、弁護人が被告人に意見を聞いてまとめることですが、今のところ弁護士会でそういったことを実施したとの情報はありません。
- ・〇〇委員：報道されたコラムの中で、そういった意見を掲載している記事があったことは記憶しています。
- ・〇〇委員：量刑を判断する中で、裁判員の方の意見の対立ということで悩まれることはあるのでしょうか。
- ・〇〇委員：概括的な話になりますが、実際にそういうこともあります。
- ・〇〇委員：そういった場合には、皆さんでどのように調整するのでしょうか。
- ・〇〇委員：意見の調整はしません。皆さんが、今持っている意見を交換し合って議論することになります。自由に意見を出し合うことで、いろいろな事件の見方ができます。ある方がこのことはこういう見方ができると意見を出されれば、他の方からこういう見方もできるのではと意見が出される。そうするとなるほどそういう見方もあるのかなどとなっていきます。このように皆さんの意見、感覚を出し合いながら、いろいろな量刑事情を考えていき、数値化していくことになります。量刑のデータは、あくまで参考であり、数値化する中での手ごかり、数値化の橋渡しと考えています。裁判所から誘導をしないことは評議の鉄則であり、裁判長としても最も気を遣うところです。
- ・委員長：5件の裁判員裁判の進行を見ると、三、四日の中で、最終日（判決宣告）の前日の午後から評議に入り、最終日の午前中まで時間を取っていますので、評議の時間は十分に確保していると思います。
- ・〇〇委員：今までの事件のケースからは、それくらいは必要であったと考えています。
- ・委員長：ランチも裁判員の方とご一緒されていると聞いていますが。
- ・〇〇委員：そうです。ランチでは全員がその場にはいない限り事件のことは話しておりませんが、この時間は有効な時間です。雑談をすると場が和む効果もあります。
- ・〇〇委員：5号事件は、性犯罪の事件で、公判では被害者の意向を考慮し工夫されたと聞いていますが、性犯罪の被害者の多くは女性であり、公判後の被害者の方の意見はどうだったのでしょうか。また、先日の裁判員裁判では、検察官の求刑より重い刑を言渡したと報道されてましたが、その裁判で裁判員を勤めた方の構成は、男性5人女性1名であったと記憶していますが、特に性犯罪では、裁判員の男女の構成を考えていられたのでしょうか。
- ・〇〇委員：まず最初のご質問ですが、裁判所は被害者との接点がありませんので、〇〇委員にお答えいただければと思います。それから、裁判員裁判については、7年の求刑に対して8年の言渡しを行ったと報道されていますが、検察官の求刑はあくまで裁判の参考意見です。検察官はこの事件では何年刑に服すべきとしても、裁判の中で、それでは軽いとの裁判員等の意見が評議された結果だと思われれます。次に男女比の件ですが、これはくじによる偶然の結果です。男女比を操作するするなど

は一切ございません。年齢分布についても同じです。

- ・〇〇委員：捜査の段階では、犯罪被害者の方に接するのは警察の仕事でしょうが、公判になりますと、犯罪被害者の方とお話することは、検察官の役割となっています。裁判員裁判ではありませんが、公判前整理手続を行う刑事裁判では、裁判所、弁護士との間で細かい打ち合わせを行います。その中で、被害者本人を証人尋問するかどうかなどといったことも細かく打ち合わせる必要があります。ですので被害者の意見を細かく聞いて、被害者のことを法廷にどこまで出して良いかなどを確認し、公判前整理手続に臨んでおります。また公判は被害者本人やその家族が見ることが多く、公判後も細かく被害者に意見を伺っています。
- ・委員長：報道関係の委員の方からの意見はございませんでしょうか。
- ・〇〇委員：これまでの裁判員裁判では、いろいろな努力をされ、裁判員の方の実質的な意見が反映されたということは分かりましたが、今後、被告人が事実を否認している事案、量刑が相当厳しいものになる事案が始まったとき、裁判員の方が裁判官の意見に頼るのではないのでしょうか。
- ・〇〇委員：この件は、裁判員裁判が始まる前から指摘されていたことで、もちろん裁判官も注意しなければならないことです。やはり否認事件などでは、評議に時間をとることが重要だと考えています。時間に追われると、早く結論を出したくなり、誘導したい気持ちに駆られると思います。裁判員の方も早く終わらせたいと思うと、そういった傾向が生じやすいので、裁判官も焦らない、裁判員も焦らせないという審理設計が大事になると思います。そのために十分時間をとることの重要性を考えています。こういった指摘には、法曹関係者のかくあるべしといった意見もあるのですが、参考として、法心理学の先生やコミュニケーションの専門家が、こういった議論の場合について様々な論文を書かれているので、裁判ではそれを思い浮かべながら、こういった場合にはどうすべきかなども考えています。
- ・委員長：ある地裁では、9日間の裁判員裁判が行われたようですが、報道を見ますとこの裁判に参加された裁判員の方も肯定的な意見であったようです。同裁判では、被告人が代理によるミュンヒハウゼン症候群という特殊な精神疾患にあるということで、これについて鑑定医は当初百数十ページの鑑定書を提出したが、裁判員裁判用に3ページにまとめ、さらにそれを分かりやすく説明したということでしたが、そういったことをしても9日間かかる難しい裁判であったと思われます。裁判員裁判では、時間は必要でしょうが、出来るだけ分かりやすい裁判を目指して、裁判所、検察官、弁護士には努力が必要なのでしょう。
- ・〇〇委員：評議を行うにしても、議論の前提が分からないと核心を突いた議論できない。そのため、導入部分から分かりやすくし、前提をきちんと理解した上で評議に入ることが理想と思っています。この点を理解していただくために時間がかかり、必然的に時間を要してしまいます。
- ・〇〇委員：資料によれば、今のところ裁判員裁判で死刑判決は出ておらず、一番重い判決は無期懲役ですが、もし最初に死刑判決を出した裁判所は、マスコミ等に取り上げられ騒がしくなると思いますがどうなのでしょう。また、9日間の裁判員裁判が行われたということですが、宮崎地裁では、今までのところ三、四日のようで

すので、裁判員候補者の方は、三、四日で裁判が終わるとの気分であられ、7日間かかるとなれば働き盛りの方は辞退するでしょうから、そういった点から裁判員の方の構成に偏りが出るのではないでしょうか。さらに、データで、死刑を求刑した裁判が今までにあったのでしょうか。

- ・〇〇委員：今までの裁判員裁判では、求刑が死刑だったものはなかったと思います。裁判所としては、そのような死刑が求刑される事案があったとしても、法律や最高裁判例（永山事件）などに照らして粛々と手続きを行っていくこととなります。また、裁判員裁判が今より長くなった場合、都合の付く方だけが裁判員になられるのではとのことですが、個人的な意見ですが、無作為に選ばれる制度ですから、致し方ない部分もあると思われまして、辞退を認める事由があれば認めることになり、その残った方の中で選ばれた方に偏りがあった場合、致し方ない制度だと思っております。なお、三、四日で裁判が終わると思いき、7日間かかるのお話がありましたが、これは、公判前整理手続の中で審議に何日かかるかを検討した上で審理期間を決め、その後に裁判員候補者に呼び出しを行いますので、同候補者の方には、その期間の都合をお聞きし、理由により辞退を認めることになります。
- ・〇〇委員：では、あらかじめ日数は決まっているのですね。
- ・〇〇委員：審理する期間は決めております。
- ・〇〇委員：そうすると、裁判員の方がもう少し評議したいとか、意見を聞きたいと思っても、期間が定まっていると心理的に不安になるのではないのでしょうか。
- ・〇〇委員：もし、裁判に支障が出るようであれば、裁判の日数を伸ばすことも考えられます。
- ・〇〇委員：では、そのように裁判員裁判を延ばした例はあるのでしょうか。
- ・〇〇委員：審理日数を延ばしたケースは存じません。
- ・委員長：裁判員裁判にかかる日数は、必ずしも固定している訳ではありません。一応、公判前整理手続では裁判に要する日数を決めますが、そのようにしないといけない訳ではございません。報道では、裁判員裁判の評議とか進行について、ご不満をお持ちだった裁判員の方の意見も出てましたが、今までのところ、概ね審理、評議には時間が取れているのではないのでしょうか。
- ・〇〇委員：裁判員裁判で弁護人を経験された方を見ると、裁判を分かりやすくするために非常に勉強されています。また、性犯罪を扱った事件の弁護人から、公開の法廷では、質問もやりにくかったとの意見も出ています。性犯罪を裁判員裁判で扱わない選択はないのでしょうか。
- ・〇〇委員：裁判員裁判に該当する犯罪であれば、裁判所では除外できません。今後の立法措置、3年後の法律見直しのひとつのテーマになるのだと思います。
- ・〇〇委員：性犯罪はもちろんです。公開の法廷である以上は、被害者などの情報にある程度配慮があってしかるべきだと思うのですが、どのようになっているのでしょうか。
- ・〇〇委員：宮崎地裁でも、2号事件は強盗致傷の事件でしたが、被害者の方が犯行場所を知られることを避けてもらいたいとの要請があったため、名前や年齢などを秘匿したケースがあります。性犯罪だけでなく、また、裁判員裁判以外でも個々のケ

ースで個人のプライバシーが損なわれることのないように配慮しております。

- ・〇〇委員：以前は、性犯罪でもどんな事件でも起訴状をそのまま読み上げており、被害者の情報を秘匿するような配慮はなかったと思いますが、こういった流れが、裁判員裁判が始まったことで変わってきているのでしょうか。
- ・〇〇委員：裁判員裁判というより、犯罪被害者保護法の制定後から変わったと認識しています。
- ・〇〇委員：では、このような取扱いは、被害者側からの申し出があった場合なのでしょうか。それとも、検察官がどうしますかと積極的に確認されているのでしょうか。
- ・〇〇委員：実務で言えば、被害者の方が気づかれない場合もありますので、検察官が確認しています。例えば、被害者の方が知らないうちに法廷で被害者に関することが明らかとなり、後で被害者の方がご立腹されたならば最悪の事態ですので、それは避けるべきとの考えから、手厚く説明しております。
- ・〇〇委員：どこまで被害者の情報を出せるのかという点で、公判前整理手続では、弁護人の方々が非常に苦勞されているように思います。証人尋問、被告人質問において、法曹関係者は注意し気をつけていたとしても、証人や被告人は、つい発言してしまう可能性があり、相当のご苦勞もあるように思っております。法曹関係者は、やはり法廷では被害者への配慮に対する自覚が必要なのでしょう。
- ・委員長：他にご意見はございませんでしょうか。今、裁判所にとって最大の関心事である裁判員裁判について、熱心なご意見をいただきありがとうございました。次回につきまして、何かテーマの希望はありませんか。希望がなければ、今社会問題のひとつと言ってもよい成年後見の制度について、ご意見等をいただくこととしたいと思います。次回の委員会期日は、定例開催日である平成22年11月19日（金）午後1時30分からテーマを「成年後見制度の現状について」として開催させていただきます。
- ・全員：了承

以 上